

## デジタル技術で地域課題を解決 市民とIT技術者が協力しアプリを開発

3月3日から3日間、豊岡稽古堂で豊岡スマートコミュニティ推進機構(市とトヨタ・モビリティ基金が共同で設立した団体)主催の「豊岡市・地方都市の暮らしハッカソン」を実施しました。

市内外からIT関連の技術者や地元の高校生等27人が参加。デジタル技術を活用して地域課題を解決するため、6チームに分かれアプリ開発を行いました。最終日の審査の結果、人々の居場所と医療・福祉の関係に着目したチームが最優秀賞を受賞。内容は「誰もが居場所と役割を持てる地域を目指して」をテーマに、地域で行われているサークル活動などでチャットグループの活用を促し、内容を人工知能が要約・分析。人とそれらの活動をつなぐ役割の人(リンクワーカー)が様子を把握した上で、最適な居場所を提案し、人々の社会的孤立を防ぐというものです。受賞した皆さんは「テーマを実現可能な形にすることが難しかったが、チーム力で課題へアプローチできた」と話していました。



▲最優秀賞チームの皆さんと関賞市長(マスクをはずして撮影)

※ハッカソン  
プログラマーやデザイナーなどがソフトウェア開発を短期間で行うイベント

《問合せ》DX・行  
財政改革推進課  
☎21-9146

## 次世代へ豊かな環境をつなぐために 豊岡市森林・林業ビジョンを策定

2月22日、市は、戦略的な市内の森林整備および関連する取組みの方針を示す「豊岡市森林・林業ビジョン」を策定しました。

市の面積の8割を占める森林は、かつて市民の暮らしを支えていました。しかし、安価な外材や燃料に押され、林業従事者も減少し手つかずの森林が増えています。そこで、自然を守り豊かな環境を次世代へつなぐためビジョンを策定し、林業事業者など関係者と協力して、森林が持続的に活用される林業の実現を目指します。

今後、市内全ての森林を対象に、森林整備・人材育成・木材の利用・普及啓発の4つの柱を掲げ、具体的な取組みを進めていきます。また、官民で構成される推進委員会を設立し、課題や実施事業の検証、取組事項等について協議し、ビジョンを推進していきます。

なお、計画期間は2023年度から10年間です。



▲策定した豊岡市森林・林業ビジョン。



◀詳細は左の二次元コードから  
見ることができます

《問合せ》  
農林水産課☎23-1127

# 市政 ニュース



### 〔2月〕 主な市政の動き

- 20日 ・「トルコ地震兵庫県義援金」募金箱を市役所本庁・各振興局に設置
- ・郵便局でマイナンバーカードの申請受付開始(9月29日まで)
- 22日 ・豊岡市森林・林業ビジョンの策定
- 27日 ・市議会3月定例会(3月24日)

### 〔3月〕

- 1日 ・豊岡市ウェブ市勢要覧の公開開始
- 3日 ・豊岡市・地方都市の暮らしハッカソン(5日)
- 5日 ・第0回豊岡グッドローカル農業大会
- 10日 ・新型コロナウイルス感染症警戒本部会議
- 13日 ・マスク着用の考え方の見直し

# 4月から水道料金を改定します



4月から水道料金を改定します。水道は、安全・安心な生活に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたって安定して事業を継続していく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。《問合せ》水道課 ☎22-5377

## 新旧料金の比較 (金額は税込み)

基本料金 (1月につき)	区分	現行単価	
	メーター口径	13mm	704円
		20mm	1,408円
		25mm	2,860円
		40mm	10,010円
		50mm	15,620円
		75mm	40,700円
		100mm	77,000円

新単価	比較
1,056円	+352円
2,090円	+682円
4,257円	+1,397円
14,850円	+4,840円
23,210円	+7,590円
60,830円	+20,130円
114,950円	+37,950円

従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	用途	現行単価	
	一般	1~10m <sup>3</sup>	66.0円
		11~20m <sup>3</sup>	132.0円
		21~30m <sup>3</sup>	137.5円
		31~50m <sup>3</sup>	154.0円
		51~100m <sup>3</sup>	214.5円
		101m <sup>3</sup> ~	220.0円
	公衆浴場	71.5円	
豊岡中核工業団地	77.0円		
城崎町湯島財産区営浴場	132.0円		

新単価	比較
82.5円	+16.5円
137.5円	+5.5円
143.0円	+5.5円
154.0円	—
214.5円	—
220.0円	—
77.0円	+5.5円
82.5円	+5.5円
143.0円	+11.0円

## 新料金の適用時期

本市では2カ月に1回水道メーターを検針し、その期間の使用水量を2で割って1カ月の料金を算定しています。

新料金は4月1日以降の使用分に対して適用します。使用期間が旧料金と新料金の期間をまたぐ月分の料金については、毎日、水道を均等に使用していたとみなし、基本料金・従量料金を料金改定前の日数と料金改定後の日数で按分し、料金を計算します。

検針日(新料金が適用される請求月)は、お住まいの地区によって異なります。

料金の計算方法等は、右の二次元コードから市ホームページでもお知らせしています。

